

児童発達支援 放課後等デイサービス
エイド

令和2年度 防犯（不審者対応）

マニュアル

株式会社 lei サポート

児童発達支援 放課後等デイサービス エイド 防犯（不審者対応）マニュアル

1. 出入口

- ・ 玄関ドア及び窓については原則として常時施錠する。
- ・ 玄関ドア及び窓については、施錠時外側から開錠できないようにする。
- ・ 玄関ドアのカギはマスターキーは使用せず、常勤職員のみが携帯するものとする。
- ・ 行事その他で施錠を開放する場合は、来所者に安全対策の注意事項をあらかじめあるいは来所持にパンフレット等で渡す。

2. 施設周囲

- ・ 入り口付近は常に整理整頓し、見通し及び避難経路を確保する。
- ・ 侵入時の足場になるような位置に物は置かない。

3. 第三者の識別

- ・ 職員、利用者様、ご家族その身元が判明している来訪者以外は、原則としてインターホンで対応する。
- ・ 日ごろから第三者、不審者については、まず「何か御用ですか？」などの声掛けを行うよう徹底する。

4. 事件発生時の対処法及び役割分担

・ 隔離・通報

110 番通報

暴力行為抑止と退去の説得

職員間で周知している合言葉やサインで異常事態であることを発信する

・ 利用者・職員の安全を守る

防衛（暴力の抑止と被害拡大の防止）

移動阻止

避難誘導

地域との連携

※職員は身柄確保は優先せず、警察到着までの時間稼ぎを優先する

・ 負傷者の確認及び対応

速やかに 119 番通報

救急車到着までの応急手当

被害者等の心のケアに着手

・ 事後対応への取り組み

情報の整理・提供

保護者への説明

心のケア

施設の再開準備
再発防止策の検討

5. 不審者の発見と退去までの具体的な注意事項

- ・原則として、不審者には2名で対応する。
- ・不審者を刺激しない
- ・不審者が逃げても追いかけない。

児童発達支援 放課後等デイサービス エイド
防犯対策指針及び防犯（不審者対応）マニュアル

1・日常の安全管理

(1) 職員の共通理解と施設内体制の整備

- 安全管理体制の整備
 - 1. 安全管理責任者は管理者とする。
 - 2. 安全管理責任者の主な業務は次の通りとする。
 - ・安全管理設備の定期的な点検
 - ・職員に対する安全管理指導及び訓練の実施
 - ・防犯（不審者対応）マニュアルの備付
 - ・防犯（不審者対応）マニュアルのうちの重要事項（非常装置の位置、110番通報要領、事件発生時の対応要領等）の事務室の掲示
 - ・日常から警察、地域の防犯関係機関、団体等との連携及び防犯情報の交換を行う。
 - ・通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など、職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制を確保する。
- 安全確保に対する職員の共通理解を図る
 - 1. 定期的に安全管理指導を行い、不審者への対応や、利用者で個別支援の必要性、利用者及び職員の護身と防犯に係る安全確保について職員会議等で取り上げる等を実施し、不審者の侵入等を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解と意識付けを行う。
 - 2. 玄関ドアの常時施錠、窓の施錠、来訪者はインターホンで対応することを徹底するなど、不審者侵入の防止を習慣づける。
 - 3. 不審者対策には声掛け（「こんにちは、どの様な御用でしょうか」等）が効果的であることを周知し、実践を促す。
 - 4. 万が一に備え、職員の任務分担をあらかじめ決めておく（警察への通報、利用児および職員の安全確保等）。
 - 5. 事件発生時は人命尊重と警察への迅速な通報を基本とし、職員は冷静に組織的な対応にあたるように指導する。
- 来訪者の出入・動線を工夫し、不審者の侵入を防止する。
 - 1. 玄関ドアは外部からは開錠できないようにし、鍵の所有は常勤職員に限る。
 - 2. 身元が確認できない来訪者については、ドア越しに会話し、身分証明（個人名が記載された名札等）となるものの提示を求める。
- 来訪者の予定については、打ち合わせなどで職員間に情報共有を行う。

- 来訪者への「こんにちは、どちらにいかれますか?」「どのような御用でしょうか?」また、要件がない方には「お帰り下さい」といった声かけを日常的に行っているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び保護者様・関係機関等への連絡先・連絡方法をあらかじめ定めておき、職員に周知する。
- 防犯（不審者対応）のマニュアルを整備し、定期的な改訂を行う。
- 防災・防犯のための避難訓練・講演会等を定期的実施することで、職員の危機管理意識を高めるための研修や教育に努める。

(2) 地域や関係機関等との連携

- 施設周辺等における不審者等の情報について、把握する体制を確保する。
 1. 日ごろから亀山市、市町の事業所管課、警察署等関係機関、社会福所協議会、町内会、と情報交換、情報共有ができる体制を確保する。
- 近隣の交番と日ごろから連絡を取る。
- 不審者の他、不審な電話や郵便物等、予兆があった場合は、すぐに警察に連絡する。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設内等で周知徹底する。
- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街頭、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と共同しながら防犯に向けた対策や交流を行う。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているように努める。

(3) 施設生活や外出中における安全確保の体制

- 施設行事や外出中における安全確保のための職員の役割分担を定め、利用者の状況を把握する。
- 外出中は、携帯電話等による連絡体制を確保する。
- 施設外での活動に当たり、あらかじめ、危険な場所、施設等を把握し、利用者・家族に対し注意喚

起を行う。

- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を外出中でも確保する。
- 施設または担当者の連絡先の事前周知を行う。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努める。

(4) 安全に配慮した施設開放

- 施設の地域開放に当たって、安全への配慮を行う。
 1. 施設開放時における開放部分と日開放部分との区別を明確に示し、施設内に掲示する。
 2. 来訪者について、施設開放時の安全確保等について記載したパンフレット等を配布し注意喚起を行う。

(5) 施設設備面における安全確保

- 出入口、窓、避難口、鍵、照明設備等の状況を毎日点検する。
 1. 鍵は常勤従業員にのみ貸出し、マスターキーは防犯の為使用しない。
 2. 窓、ドアなどの開閉部分は施錠時外から開けられないようにする。
 3. 植木の剪定や草むしりなどで見通しをよくし、近隣からの侵入防止に塀などを設置する。
- 夜間は建物の施錠を行う。
- 不審者の侵入を未然に防止するため、死角の原因となっている障害物を移動または撤去するとともに、定期的に点検する。
 1. 出入り口付近に見通しを妨げるものを置かない。
 2. 侵入の際に足場になるような位置にエアコンの室外機等の物を設置しない。
- 施設内の整理整頓に努め、非常時の退避経路を確保する。
- 職員等が退避できる安全な部屋を設ける。

(6) 利用者に対する安全管理についての指導

- 犯罪や事故の被害から自分自身を守るため、施設内外での行動に当たって遵守すべき事項について、自立度の高い利用者に指導する。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかける。

(7) 事業所への通勤時の職員の安全管理

- 職員は通勤時、原則として定められた経路で通勤するように指導する。
- 人通りが少ないなど、通勤時に注意を払うべき場所をあらかじめ把握し、注意喚起する。

2 緊急時の安全確保

(1) 不審者情報がある場合の連絡等の体制

- 施設周辺における不審者の情報が入った場合の体制を整備する。
 1. 不審者を職員等が直接見かけた時や利用者様の家族からの連絡を受けた時その他直接に第一情報を得た時は、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行う。
 2. 必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町の施設・事業所管轄等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 3. 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する
 4. 利用者様の安全確保のため、その家族や近隣住民、社会福祉協議会、民生・児童委員、町内会や防犯協議会等の地域活動団体等の協力を得る。また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民と迅速に情報共有を行う。
 5. 利用者様に危害の及ぶ具体的な恐れがあると認める場合は、警察や警備会社からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、施設整備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒態勢を構築する。
 6. 警察に対し、パトロールを要請する等、警察と連携を図る。
 7. 緊急時の入所者の避難方法等について、あらかじめ対応方針を定めておく。

(2) 不審者の侵入など緊急時の体制

- ・ 施設内に不審者が侵入するなどの緊急時に備え、次のような体制を整備する。
 1. 警察に直ちに通報するとともに、直ちに管理者や職員に伝達し、入所者への注意喚起等、入所者の安全を確保し、避難誘導等を行う。
 2. 事前に整理した緊急連絡網や合言葉などを活用して利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
 3. 非常時には、例えば「火災報知機を鳴らす」等、すぐに職員に周知できる方法を決めておく。
 4. 不審者に対し、利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、障がい児で円滑な移動に制約の

ある者の退避については、十分に留意する。

5. やむをえない時を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉使い等に配慮したり、利用者の安全が確保されていることを前提にその場から退避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
6. 利用者の家族、市長の施設・事業所管課に対しても、できるだけ速やかに連絡する。
7. 不審者に立ち退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
8. 不審者の立ち入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立ち入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して2(1)の体制を確保する。

平成 29 年 7 月 1 日 施行

平成 31 年 3 月 14 日 改訂